

2022/11/15/手話言語フォーラム指定発言

附帯決議から手話言語法へ

佐藤英治（さとう ひではる）

附帯決議から手話言語法へ

- ・最初に取り上げた理由は、附帯決議は、今の国会における到達点であり、その理解が、手話言語法という目標に進むための「切り口」になるからです。

2022年2月1日内閣委員会における大臣の答弁から

- ・議員の質問は、附帯決議の解釈です。大臣はこう答えました。「附帯決議に対して『約束はできない』、しかし、『真摯に対応する』と」。

・附帯決議の文言に「手話言語法の立法化」と「全国すべての議会から
附帯決議を求める意見書が出された」この2つが入ったことは、評価で
きる。

国会議員の意識調査から

・ある機関の「国会議員の意識調査」によると、議員の多くは、附帯
決議を重視しており、法的拘束力はないながら決して儀礼的で実効性
のないものと捉えていないことがわかる。

真（しん）の法制化とは

・手話言語は基本的人権です。
・日本国憲法では、「11条にすべて国民は基本的人権の享有を妨げら
れない」「13条には個人の尊厳」を規定している。
しかし、いまの憲法下で、ろう者はこの条文の「対象外」におかれて
いたことは厳然たる史実です。

手話言語の価値とは

- ・ 国内的には、文化功労者に値します。63年間「手話否定」の歴史に抗いながら手話を守り続け、「私たちの手話」「日本語—手話辞典」を発刊した功績は顕著。

- ・ 国際的には「世界の記憶遺産」に値する。（WFD申請中）

ミラノ決議からバンクーバー決議までの128年間、手話否定が国際的に続いてきた。この暗黒時代は未来永劫すべての国家が記憶する必要がある。

手話言語法はなにをめざす

- ・ 手話通訳士の国家資格化。手話言語研究所の国立化。手話言語養成機関を数カ所設立。ろう教育に手話を任意でなく本格的に導入等を一本化した政策とする。

注釈

- ・ 63年(1933/昭和8年/鳩山一郎文部大臣の訓示により、ろう学校において手話言語の使用が全国的に禁止されてから 1996年/平成8年/文部科学省が、特別支援学校学習指導要項のなかに、コミュニケーションとして、『手話』を認めた)。この間63年。
- ・ 全日本ろうあ連盟は、2022年10月4日、文部科学大臣に、「ろう教育等に関する要望の回答に対する再要望についてを提出。この中で「手話の捉え方」は教職員へ誤解を与えかねないので、速やかに修正するよう要望している。
- ・ 128年(手話否定のミラノ決議は1880年、ミラノ決議を撤回したバンクーバーは2008年。この間 128年)
 - ・ 国会議員の意識調査資料(千葉大学人文公共学研究論集第38号)
 - ・ 2022年2月1日(Yahoo!ニュース・特別措置法改正の附帯決議について山尾議員が言った「守ります」と言わないのが 附帯決議は)は本当か?)
 - ・ 世界遺産「世界記憶遺産」とは、文書や書物、楽譜や絵画、映画などの資料のうち、後世に伝える価値のある記録物を、登録・保護することを目的とされています。ユネスコ三大遺産事業(他には、自然や建造物などの世界遺産)の一つ。